

平成27年第2回定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
提出資料

◎ 所管事項

- 1 平成27年度三重県職員採用候補者A試験について（人事委員会事務局） …… 1頁
- 2 「平成27年版成果レポート（案）」について（出納局） …… 5頁
- 3 基金の運用方法の見直しについて（出納局） …… 9頁

平成27年6月18日

人事委員会事務局

出 納 局

1 平成27年度三重県職員採用候補者A試験について

人事委員会事務局

I 実施日程等

〈第1次試験〉

実施日 平成27年6月28日(日)
 実施会場 県立津高等学校(津市)
 第1次試験合格者発表日 平成27年7月15日(水)(予定)

II 申込状況(6月2日締切)

試験区分		採用 予定数 A	申込 者数 B	26年度の状況		採用予定数 に対する 倍率※	
				採用 予定数 C	申込 者数 D	H27	H26
一般行政 分野	行政Ⅰ	48	479	28	448	10.0	16.0
	行政Ⅱ	12	177	6	208	14.8	34.7
福祉分野	福祉技術	4	40	6	34	10.0	5.7
環境分野	環境化学	6	39	4	43	6.5	10.8
自然分野	林学	6	17	4	13	2.8	3.3
	農学	9	40	6	45	4.4	7.5
	水産	1	11	1	18	11.0	18.0
工学分野	総合土木	15	48	14	37	3.2	2.6
	建築	2	13	2	11	6.5	5.5
	機械	2	15	2	9	7.5	4.5
	警察建築	-	-	1	1	-	1.0
健康衛生 分野	薬剤師	4	14	3	8	3.5	2.7
	保健師	7	15	5	14	2.1	2.8
	管理栄養士	2	39	-	-	19.5	-
合計		118	947	82	889	8.0	10.8
うち行政		60	656	34	656	10.9	19.3

※採用予定数に対する倍率 (H27 : B/A, H26 : D/C)

《参 考》平成27年度の試験実施日程

試 験 名		受付期間	第1次試験	第2次試験	最終合格発表	
三重県職員採用候補者試験						
A試験		5月15日～ 6月2日	6月28日	7月22日～ 8月14日 (注1)	8月24日 (予定) (注1)	
B試験		7月24日～ 8月25日	9月27日	10月下旬	11月中旬	
C試験						
警察官採用候補者試験						
警察官 A	平成27年 10月採用	3月24日～ 4月21日	5月10日	6月11日～ 6月25日	8月4日 (予定)	
	平成28 年4月 採用	1回 目	3月24日～ 4月21日	5月10日	6月12日～ 7月7日	8月4日 (予定)
		2回 目	7月24日～ 8月25日	9月20日	10月下旬～ 11月中旬	12月上旬
警察官 B	平成28年 4月採用	7月24日～ 8月25日	9月20日	10月下旬～ 11月中旬	12月上旬	
市町立小中学校職員採用候補者試験						
B試験		7月24日～ 8月25日	9月27日	10月下旬	11月中旬	
C試験						

(注1) 試験区分「行政Ⅱ」では第3次試験を9月3,4日に実施し、最終合格発表は9月14日となる予定です。

[参考]主な受験資格

	三重県職員採用候補者試験 市町立小中学校職員採用試験		警察官採用候補者試験
A 試験	<p>[行Ⅱ以外]</p> <p>1 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人</p> <p>2 平成6年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの</p> <p>(1)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した人および平成28年3月31日までに大学を卒業見込みの人</p> <p>(2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人</p> <p>[行Ⅱ]</p> <p>1 昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人</p> <p>2 平成6年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの</p> <p>(1)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した人および平成28年3月31日までに大学を卒業見込みの人</p> <p>(2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人</p>	警察官 A	<p>[平成27年10月採用]</p> <p>昭和57年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの</p> <p>(1)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した人および平成27年9月30日までに大学を卒業見込みの人</p> <p>(2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人</p> <p>[平成28年4月採用]</p> <p>昭和58年4月2日以降に生まれた人で、次に掲げるもの</p> <p>(1)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した人および平成28年3月31日までに大学を卒業見込みの人</p> <p>(2)三重県人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人</p>
B 試験	昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人	警察官 B	昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの学歴要件に該当しない人
C 試験	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人	—	—

【主担当部局：出納局】

めざす姿

会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、県歳入金の収納方法が多様化し県民の皆さんの利便性が向上しています。また、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

適正かつ効率的な会計事務をめざした会計制度および公正で透明な入札・契約制度のもとで、会計事務担当職員が適正な会計事務を行うための会計支援が行われています。また、支払資金が安定的に確保された上で余剰資金が安全で有利に運用されるなど、県の公金が適正に管理されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標達成はできたものの、全庁で源泉所得税等の徴収不足がみられたことを考慮し、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1.か所あたり)	/	3.1 件以下 (23 年度)	3.0 件以下 (24 年度)	2.9 件以下 (25 年度)	1.00	2.8 件以下 (26 年度)
	3.2 件 (22 年度)	3.5 件 (23 年度)	3.0 件 (24 年度)	2.7 件 (25 年度)		/

目標項目の説明と平成 27 年度目標値の考え方

目標項目の説明	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見の総計（人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数）を監査実施箇所数で除した数値
27 年度目標値の考え方	現状値（平成 22 年度）から毎年 0.1 件ずつ減少させることを目標として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度		27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
40401 会計事務の支援（出納局）	出納局が行う会計支援の満足度	/	3.36	3.40	3.50	1.00	3.60
		3.28	3.30	3.39	3.53		/
40402 公金の適正な管理（出納局）	資金保全率	/	100%	100%	100%	1.00	100%
		100%	100%	100%	100%		/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	253	234	263	524	261
概算人件費		433	451	444	
(配置人員)		(48人)	(49人)	(50人)	

平成 26 年度の取組概要

- ①各所属からの会計相談への対応(相談件数 9,240 件)、本庁・地域機関を合わせて 220 の所属に対する事前検査・事後検査の実施(指導件数 286 件)、職場訪問(OJT研修、フォローアップ)、各種研修の実施(参加者延べ 1,852 人)など各所属の出納員・会計職員を日常的にサポート
- ②「みえ物品利活用方針」に基づき、遊休物品の計画的な処理をはじめ、物品購入利活用書を活用した高額物品の適切な取得・利活用、インターネットオークションの活用等による不用物品の売払いなど全庁的な取組を実施
- ③収支見込額の的確な把握を行い、支払資金の安定的な確保、歳計現金や基金の安全で有利な運用を実施
- ④収納方法の多様化について、クレジットカード収納を、不用物品及び公有財産のインターネットオークション売却の入札保証金、ふるさと納税に加えて、平成 26 年 4 月から自動車税で導入
- ⑤予算編成から決算管理・決算統計まで行う財務会計システムを更新し、平成 27 年 3 月から運用を開始
- ⑥財務会計システム更新に合わせ、平成 27 年 3 月から納付書をペイジー標準帳票*に変更
- ⑦電子調達システム(物件等)について、先行開発していた公共事業調達に併せて再構築し、平成 27 年 3 月から運用を開始
- ⑧印刷物調達にかかる最低制限価格制度について、平成 26 年 4 月から対象を 50 万円以上に拡大して実施するとともに、その効果等を検証

平成 26 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①会計事務に是正・改善を求める監査意見数(県民指標)は目標を達成しましたが、引き続き、出納員・会計職員のさらなる能力等の向上を進めていく必要があります。適正な源泉徴収事務の確保のため、研修会の開催などを行っており、今後もこれらの事務に対する知識の定着を図っていく必要があります。また、各部局における会計事務の円滑な執行と業務改善を支援するため、より積極的な会計支援が求められています。
- ②「みえ物品利活用方針」に基づく遊休物品については、61 件中 45 件の処理を終えました。このほか、インターネットオークションを活用して不用物品 8 件を売却するとともに、地域機関の不用パソコン等 869 台を集約して売却処分を行い、併せて 168 万円の収入を得ました。遊休物品処理の集中取組期間は平成 27 年度が最終年度となることから、すべての処理を完了する必要があります。
- ③公金の管理について、資金保全率 100%を確保し、歳計現金で 0.081%、基金で 0.218%の運用利回りを確保しました。厳しい財政事情から、より多くの運用益を得ることが求められており、資金運用方法を見直す必要があります。
- ④クレジットカード収納は、不用物品及び公有財産のインターネットオークション売却の入札保証金で 8 件、ふるさと納税で 24 件、自動車税で 7,375 件の利用がありました。収納方法の多様化は導入コスト等が課題であり、今後さらに、費用対効果の観点を含め検討が必要です。

- ⑤財務会計システムの機器更新を行い、円滑な移行作業を経て、平成27年3月から運用を開始しました。
- ⑥財務会計システムで発行する納付書を平成27年3月にペイジー標準帳票に変更しました。「県が発行する納付書様式の統一化方針」に基づく取組は、平成28年3月の県営住宅家賃システムへの導入により、完了することとなります。また、市町におけるペイジー標準帳票の導入についても着実に増加しており、引き続き同様式への変更を要請していく必要があります。
- ⑦電子調達システム（物件等）は、円滑な移行作業を経て、平成27年3月から運用を開始しました。
- ⑧印刷物調達にかかる最低制限価格制度について、平成26年4月から対象を50万円以上に拡大し、57件を実施するとともに、制度が適切に運用されていることを検証しました。

平成27年度の改善のポイントと取組方向

【出納局 副局長兼出納総務課長 伊藤 久美子 電話：059-224-2771】

- ①会計事務に関する事前検査・事後検査および各種研修を引き続き実施します。各所属の状況に応じたOJT研修や検査後のフォローアップを重点的に実施するなど、よりきめ細かい会計支援を通じて、出納員・会計職員の能力向上とコンプライアンスの日常化により、適正な会計事務の確保に取り組めます。特に、源泉徴収事務については、研修会を継続して開催するなど、今後の再発防止に努めていきます。また、各部局の業務改善を支援するため、委託業務の設計・積算で庁内の参考となる優良事例を類型化し共有化を図るなどノウハウの蓄積と活用を進めていきます。
- ②「みえ物品利活用方針」に基づく遊休物品については、平成27年度中にすべての処理を完了させるため、進行管理を徹底していきます。また、引き続き適切な物品の取得、管理、利活用、処分を取組を進めるため、当方針の見直し検討を行います。
- ③資金を安定的に確保するとともに、三重県資金運用方針に基づき、元本の安全性の確保と流動性の確保の原則のもと、債券による長期の運用を拡大し、運用益の増加を図っていきます。
- ④収納方法の多様化について、関係部局と連携して取り組んでいきます。
- ⑤納付書のペイジー標準帳票化について、市町に導入の利点や他団体の状況を示し、同様式への変更を推進するよう、引き続き要請を行っていきます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

基金の運用方法の見直しについて

平成 27 年 6 月 18 日

出納局 出納総務課

基金の運用については、安全性、流動性を確保した上で、より多くの運用益が得られるよう預金及び債券により運用を行っていますが、昨今の低金利ではかつてのような運用益が得られない状況にあります。一方で厳しい財政事情から県の収入増の取組の一つとして、より多くの運用益を得られるような資金運用を行うことが求められています。

これらを踏まえ、基金の運用方法を改善します。

記

1. 運用方法見直しにあたっての検討

(1) 安全性

地方自治法では、基金は、「確実かつ効率的に運用しなければならない」とされており、また地方財政法では、預金又は国債・地方債・政府保証債等の元本の償還及び利息の支払いが確実な債券により運用しなければならないとされています。

本県でも、預金、国債、政府保証債、地方債、地方金融機構債までを運用対象としており、株式・社債は元本の償還に問題があるため対象には加えていません。

また、債券を満期まで保有せず途中で売却すると、金利上昇局面では債券価格が低下し、売却損が発生する（＝元本割れが生じる）リスクがあることから、安全性確保の点から、債券の途中売却を前提とした長期運用は行わず、満期設定のある金融商品は満期まで保有するという原則は変更しないこととします。

【参考】

○地方自治法第 241 条第 2 項

「基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」

○地方財政法第 4 条の 3

「積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない」

(2) 流動性

より高い利回りで運用するためにはより長期の債券で運用することになりますが、資金が満期到来まで固定化されることから、長期になるほど流動性は低下します。基金の将来の取崩しに支障のないよう、流動性（現金化）を確保しておくことが必要となります。

また本県では、県債管理基金以外の基金は今後資金量の減少が見込まれており、10 年以上先の基金残高の見通しが不透明なことから、10 年までの運用とします。

(3) 効率性

運用可能な資金を一度に債券で運用すると、金利が上昇した場合に高い利回りの債券の購入ができないなど、金利変動へのリスクが高くなります。これを回避するため、ラダー運用^{*}とすることによって、このリスクを減らすことができます。金利上昇局面であれば、なおさらラダーとすることが必要です。

※ラダー運用

毎年ほぼ同額を購入していく運用方法のこと。毎年の金利変動を長期的に中立化できる。

2. 検討の結果

以上のことから、元本の安全性と流動性を確保しつつ効率性を追求するため、最も高利回りが期待できる債券による長期の運用を拡大することにより運用益の増加を図ります。

3. 具体的な運用方法の改善

(1) 県債管理基金(26年度決算見込後残高 約100億円)

県債管理基金は、平成22年度から発行している満期一括償還の市場公募債の償還財源として積み立てられている基金であり、市場公募債は10年後ごとに3分の1を償還し30年で全額を償還することから、県債発行額の30分の1を30年間積み立てています。今後も毎年200億円の市場公募債を発行し続けるとすると、毎年約6.7億円×県債発行年度数の積立が必要となります。

平成26年度末の基金現在高は約100億円となっており、平成27年度は22年度発行分から27年度発行分までの、約6.7億円×6年=約40億円が新たな積立となります。

これまでは、10年物、9年物、8年物…というように償還時期に応じた債券を購入して運用を行ってきましたが、この方法では償還年限が近づくにつれ3年物や2年物などの債券を購入することになり、現在の低金利下ではほとんど運用益が得られません。

これを見直し、今年度積み立てる約40億円の運用からは原則すべて10年物を購入して保有債券の長期化を図ることにより運用益の増加を図ります。なお償還時には、当該年度の積立の一部を充当することにより必要な額は確保できるため、県債償還に支障は生じません。

〈改善の効果〉

平成27年度新規運用額 約40億円についての推計

【改善前】 利回り 0.354% 1年あたり運用益 14,177千円

※10年物(0.580%)、9年物(0.452%)、8年物(0.377%)、7年物(0.274%)、
6年物(0.229%)、5年物(0.215%)債券を各約6.7億円購入

【改善後】 利回り 0.580% 1年あたり運用益 22,990千円(62%増)

※10年物債券(0.580%)を約40億円分購入

(2) その他の基金 (26 年度決算見込後残高 36 基金・約 511 億円)

その他の基金は、歳計現金の資金不足時に繰替運用を行うため 1 年以内の短期で運用してきましたが、1 年以内では預金を中心に高い利回りが期待できないことから、設置期限のある基金や運用に制約のある基金を除いた基金のうちの一部を債券により中長期で運用します。

基金残高は年々減少傾向にあり今後の残高予想は困難な部分もありますが、設置期限のあるものなどを除くと運用対象とする各基金の決算後残高の過去 10 年間の最少額の合計額は 40 億円強であり、これが中長期運用の上限と考えられます。債券運用割合はその 50%以下とし、債券による中長期運用の上限は約 20 億円となります。

これを金利変動リスク回避のため 10 年物債券により 10 年ラダーで運用することとし、毎年 10 分の 1 の 2 億円ずつ債券を購入して運用します。

〈改善の効果〉

平成 27 年度運用額 2 億円についての推計

【改善前】 利回り 0.113% 1 年あたり運用益 226 千円

※現行の預金の利回りによる

【改善後】 利回り 0.582% 1 年あたり運用益 1,154 千円 (411%増)

※10 年物債券の利回りによる

(参考) 基金運用実績

年度	種別	期中平均残高 (億円)	構成比 (%)	運用収入 (千円)	利回り (%)
25 年度	預金	586.3	78.1	73,385	0.125%
	債券	61.1	8.2	54,170	0.887%
	繰替運用	102.9	13.7	20,706	0.201%
	合計	750.3	100.0	148,261	0.198%
26 年度	預金	567.5	74.7	75,208	0.133%
	債券	88.7	11.7	65,981	0.744%
	繰替運用	103.2	13.6	24,274	0.235%
	合計	759.4	100.0	165,463	0.218%

※平成 26 年度は決算見込額

県債管理基金にかかる中長期資金運用計画

平成 27 年 5 月 29 日 出納局

県債管理基金のうち満期一括償還県債の償還財源として積み立てられている部分について、債券により中長期で運用するため、三重県資金運用方針第 6 条第 1 項の規定に基づき、中長期資金運用計画を下記のとおり定める。

記

1. 運用対象

県債管理基金のうち満期一括償還県債の償還財源に充てるための積立分

2. 運用商品（運用する債券の種別）

地方債又は地方金融機構債

3. 運用額及び運用方法等

○運用総額：県債管理基金条例第 2 条第 2 項の規定に基づき、毎年財政課が積み立てる額（平成 32 年度以降は当年度積立額から償還財源として直接充当する額を除いた額）。

○運用方法：原則として 10 年物債券による
計画期間及び年度別運用額は別紙のとおり

4. 運用先の決定方法

原則として指名競争入札方式による引合いによる。

5. 計画の見直し

当計画は毎年 200 億円ずつ市場公募債を発行することを前提とした運用計画であり、発行額の変更や発行が中止された場合は、財政課と調整のうえ計画を見直すものとする。

県債管理基金の運用額

別紙

→積立・取崩年度

「1」は200億円÷30年=6.7億円を表す

↓県債発行年度

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51
H22	1										▲1																			
H23		2									▲1	▲1																		
H24			3								▲1	▲1	▲1																	
H25				4							▲1	▲1	▲1	▲1																
H26					5						▲1	▲1	▲1	▲1	▲1															
H27						6										▲6														
H28							7										▲7													
H29								8										▲8												
H30									9										▲9											
H31										10										▲10										
H32											6										▲6									
H33												6										▲6								
H34													6										▲6							
H35														6										▲6						
H36															6										▲6					
H37																12										▲12				
H38																	14										▲14			
H39																		16										▲16		
H40																			18										▲18	
H41																				20										▲20
H42																					7									
H43																						8								
H44																							9							
H45																								10						
H46																									11					
H47																										18				
H48																											21			
H49																												24		
H50																													27	
H51																														30

償還年度にあわせた年数の債券を購入

H27以降はすべて10年物債券を購入
このため償還年度に既積立分が不足するが、不足分は当年度の積立額から充当し、残りを10年物で運用する

↓

当年度積立額	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	A	
償還額											10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	B	
取崩額											▲5	▲4	▲3	▲2	▲1	▲6	▲7	▲8	▲9	▲10	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲6	▲12	▲14	▲16	▲18	▲20	C
当年度充当											5	6	7	8	9	4	3	2	1	0	14	14	14	14	14	8	6	4	2	0	D=B+C	
当年度運用額	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	6	6	6	6	6	12	14	16	18	20	7	8	9	10	11	18	21	24	27	30	E=A-D	

一括運用基金にかかる中長期資金運用計画

平成 27 年 5 月 29 日 出納局

一括運用基金の一部を中長期の債券で運用することにより基金全体の運用益を増加させるため、三重県資金運用方針第 6 1 の規定に基づき、中長期資金運用計画を下記のとおり定める。

記

1. 運用対象

一括運用を行っている基金の一部

2. 運用商品（運用する債券の種別）

国債、政府保証債、地方債又は地方金融機構債

3. 運用額及び運用期間

○計画期間：平成 27 年度～36 年度

○運用総額：20 億円

○運用方法：10 年のラダー運用

20 億円を 10 年のラダーで運用するため、毎年度、10 分の 1 の 2 億円を 10 年物債券により運用する。

4. 運用先の決定方法

原則として指名競争入札方式による引合いによる。

5. 計画の見直し

将来の流動性確保のため、毎年度の決算後の基金残高を基に運用総額の妥当性を検証し、財政課と調整のうえ必要な場合は計画を見直すものとする。

